



Title	十六～十八世紀における北日本の境界領域とアイヌ社会 [全文の要約]
Author(s)	上田, 哲司
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第13396号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/74563
Type	theses (doctoral - abstract of entire text)
Note	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。
Note(URL)	https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
File Information	Tetsuji_Ueda_summary.pdf



[Instructions for use](#)

学位論文内容の要約

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 上 田 哲 司

学位論文題名

十六～十八世紀における北日本の境界領域とアイヌ社会

1. はじめに

現在の青森県と道南地域をあわせた、いわゆる津軽海峡圏が、文化的に強い一体性を有していたことは、考古学や、民俗学の分野ではつとに指摘されている。近世に遡れば、津軽海峡圏に立地する渡島・津軽・下北の三半島は、それぞれ、松前藩・弘前藩・盛岡藩を介して幕藩制国家の支配を受けつつも、その内部にアイヌ社会が組み込まれていた点に共通性がある。津軽海峡圏は、日本近世社会にとっては北限にあたり、アイヌ社会にとっては南限にあたる、まさに境界領域であった。

このような境界領域を支配し、一方では中央につながり、他方では異民族にもつながっている地域権力のことは、しばしば境界権力と呼ばれる¹。中世前期の奥州藤原氏、中世後期の津軽安藤氏、そして、近世の松前藩は、まさに北日本の境界権力であった。

筆者は、十六～十八世紀における北日本の境界領域としての津軽海峡圏の歴史的な特質を考察するため、在地のアイヌ社会に視座を置いた研究や、境界権力としての松前藩の特質を考察した研究を進めてきた。いまだ道半ばであるが、本論文をもって、これまでの成果の開示につとめた。

本論文では、津軽半島のアイヌ社会やアイヌ文化について論じた研究を第一部に配した。第一部では、この問題を論じることにより、津軽半島の北の境界領域としての特質を描き出すことを目的とした。第二部には、松前藩が中央の政権によって、アイヌ民族との交易独占権をいかに認可されたのか、について論じる研究を配した。この問題は、松前藩の境界権力としての特徴を最もよく表している問題であり、この点を追求することにより、松前藩の境界権力としての特質を明らかにすることを目指した。なお、第一部、第二部はともに複数の章に分かれ、それぞれが独立した論文になっている。

本来であれば、渡島・津軽・下北の三半島すべてのアイヌ社会を視座におさめ、かつ、松前・弘前・盛岡の三藩の特質について論じることによって、津軽海峡圏の歴史的な特質を明らかにすべきであるが、筆者の力量不足から現時点ではそこまでの議論を展開することはできなかった。そのため、本論文は研究の中間報告になってしまっているが、残ってしまった多くの課題については、今後の課題としていきたい。

2. 各章の要約

■第一部第一章「中近世移行期の津軽における開発とアイヌ社会」

戦国時代の津軽には、大規模な移民の流入があり、こうした移民たちの家父長権者層が、当地の戦国大名である大浦(のちの津軽)氏から津軽各所の開発権を与えられ、開発を達成し、多くの新村落が成立した。こうした開発の形態は、後北条領国の事例などとはほぼ同様である。ただし、津軽の場合、他地域と決定的に異なる点は、アイヌの居住地をも開発の対象地としたため、アイヌとの間に紛争が発生したことである。これにより、各地でアイヌの集落が破壊されるとともに、津軽に自治的な村や町を基盤とする日本的な近世社会が出現した、と論じた。

■第一部第二章「近世漁村民としての津軽アイヌとその役負担について」

「陸奥国津軽郡之絵図」中の、平内(夏泊半島)、竜飛崎～宇鉄間(津軽半島先端部)、小泊周辺(津軽半島)にアイヌの集落を指す「狄村」が記入されたことで、正保年間にはアイヌの居住地の空間的把握がなされるとともに、領内に異民族を抱えていることが幕府に報告された。ただし、この頃には領内の異民族に対する支配関係は明確ではなかった。

こうした状況は、弘前藩が諸役の整備を進めた寛文年間に変化が訪れる。寛文四年には、「狄船」に役銀が課せられていた。この「狄船」には津軽アイヌがこぎ手に含まれていた。

寛文六年には、藩が熊皮を上納した狄に、またぎと同様の規定で褒美を与えようとし、狄側の反対により撤回された。このことは、寛文六年段階において、狄をいかに位置づけるか、藩側も方針を持っていなかったことを窺わせる。

寛文九年にシャクシャイン戦争が起こり、津軽半島先端部のアイヌが飛脚船の操縦に動員されたことで、この地のアイヌは弘前藩の軍役体系に組み込まれた。この際、アイヌを家ごとに把握する方式を採用したため、津軽アイヌは家筋を形成していくことになる。

津軽半島先端部のアイヌは、不安定な漁業を営み、零細な土地を保有していた。こうしたことは、全国の近世漁村に共通する。天和書上に際して作成されたと思われる「田畑屋敷検地調」なる史料を見ると、津軽アイヌにも年貢納入が求められているが、零細ながらも耕地を保有したため、高入れされないまま年貢納入が求められたのであろう。この史料によると、津軽アイヌが五人組に編制されているが、これも全国の漁村に共通した現象である。

しかし、貞享検地で津軽アイヌの本年貢負担は免除された。これは津軽アイヌに年貢を負担するほどの経済力がなかったことが第一の理由と思われる。実際に、「国日記」元禄元年一月二十三日条によると、海で昆布漁を行なう際に納入が必要な昆布銀の納入ができなくなるなど、津軽アイヌの逼迫した経済状況が窺える。また、この記事は、中世においては無主の地であった山野河海を、津軽アイヌが利用するにも、その用益料を

本来は弘前藩に納めなければならなかったことを意味する。この事例を見ても、津軽アイヌが藩の支配に組み込まれていたことが窺える。

津軽アイヌは諸役免除となり、藩財政の負担となっていた。ただし、藩財政の負担となったのは藩内の漁村全般に共通する。藩による津軽アイヌの保護は、「百姓成立」に関わることであり、民族性に由来する問題とは言い切れない。

これまで論じられてきたように、もし、津軽アイヌ無役の根拠が「狝」であることならば、「狝」としての支配の廃止にともなって、年貢が課せられなければ辻褄が合わない。ところが実際にはそうならず、幕末に至るまで年貢負担が免除されていたのは、免除の根拠が「狝」であることとは無関係であったことを示唆する。経済的な困窮が理由で諸役免除となり、その状態が一九世紀半ばまで継続されるうち、年貢負担免除のもとの理由が在地の人々に忘れ去られ、自分たちは夷人の子孫であるために年貢免除となっているのだ、という認識を生み出したと考えられる。

■第一部第三章「近世の津軽アイヌ社会における襲名慣行」

十七世紀後半には、第一部第一章で問題とした開発が全国的に一段落し、小百姓の経営が安定化した。この頃より、小百姓レベルで家が成立し、親の名前を襲名することで親の社会的地位や財産を継承する慣行が成立する。

この影響は、津軽のアイヌ社会にも及ぶ。アイヌ社会では、親と同名を名乗ることが禁忌とされている。ところが、十七世紀後半頃から、津軽のアイヌ社会において、親の名前を継承する事例が見られる。「四郎三郎」というアイヌは、漁労優先権を藩に認可され、その権利を「四郎三郎」という家名とともに父系で継承した。ほかにも、「くねくらいぬ」「ふくたいぬ」「へきりは」「るてるく」などが数代に渡って襲名をしていた。彼らは、藩主に御目見得にでて、褒美をもらうことを先祖以来の権利と主張し、藩主より認可されている。アイヌとして御目見得に出るのはアイヌならではの特権であるので、アイヌ式の名前の襲名に伴ってこの特権も継承された。津軽のアイヌも、自己の権益を父系で継承することを藩に認めさせるため、襲名という対応をした。

■第一部第四章「津軽アイヌの家筋についての一考察」

津軽アイヌがアイヌ式の名前と和式の名前を使い分けていたことは、戦前期の研究より知られていたが、具体的にどの和式の名前のアイヌがどのアイヌ式の名前を用いていたかまでは、明らかでなかった。このことは、津軽アイヌ社会の実態解明を妨げてきた。本章においては、この課題を克服し、津軽アイヌを家筋ごとに捉える視角を示した。

第一部第三章で論じたように、「四郎三郎」というアイヌは、漁労優先権を藩に認可され、その権利を「四郎三郎」という家名とともに父系で継承した。ほかにも、「くねくらいぬ」「ふくたいぬ」「へきりは」「るてるく」などが数代に渡って襲名をしていた。彼らは、藩主に御目見得にでて、褒美をもらうことを先祖以来の権利と主張し、藩主より認可されていた。本章では、このうち、「へきりは」と「四郎三郎」は実は同一のアイヌであると論証した。また、これに付随して、他の津軽アイヌの家筋についても

考察を及ぼして行った。

宇鉄に居住したアイヌのうち、「へきりは」＝「四郎三郎」を除けば、そのほとんどがごく限られた回数しか史料上に登場しない。このことは、襲名慣行を取り入れたアイヌとは、津軽アイヌ全体のなかではごく一部にすぎないことを示唆している。

「フクアイン」というアイヌの家が、津軽アイヌ社会のなかで少なくとも二家存在していたことも指摘した。襲名慣行の成立に伴って、同名に対する禁忌意識が薄れ、近隣居住者との同名にも抵抗感が薄れていったことが、この事例からうかがえる。

また、「へきりは」＝「四郎三郎」家より竜飛における狼煙を立てる役を受け継いだ「るてるく」家は「清八」を和式の名として用いており、この家はかなり経営状況に変動が激しかったと思われることも指摘した。弘前藩による「同化」政策後に、「るてるく」と接触した最上徳内ら幕府役人は、彼を単に津軽の「獵師清八」としてのみ認識していたことを指摘した。これは、「同化」政策以前の享保年間に津軽アイヌと接触した幕府巡検使は「伝蔵」が「く衾きらた」というアイヌ式の名前を有していることを正しく認識していたこととは対照的であることを指摘した。

津軽アイヌが、自身の民族文化を保持しながら、日本近世社会において農業・商業・漁業などの諸活動を行なうために、和式の名前とアイヌ式の名前を使い分ける必要があったのであろう。このように、日本近世社会において、一人の人間（ないしは、一つの家筋）が複数の名前を使い分けることは必ずしも特異ではなく、類似の事例は報告されている。

■第一部第五章「津軽の和人によるアイヌの築漁技術ウライの利用事例」

本章は、筆者が津軽の近世・近代文書を博搜するうちに見出した「狝築」（えぞやな）という文言についての研究である。狝（えぞ）とはアイヌの蔑称であり、築は川を遮断して魚類を捕える仕掛けをいう。アイヌの築漁はアイヌ語でウライと呼ばれるが、狝築はウライを指すと考えられる。狝築は津軽の和人が使用していた。東北の民俗文化のなかに、アイヌ民族の文化的痕跡が見られることはよく知られているが、和人によるウライ使用は、このことを補強する事例となる。

第一部第三章・第四章で取り扱ったのは、津軽アイヌが和人の名前を名乗っていたことや、和人の慣行である襲名を取り入れていた事例である。これに対し、狝築は和人がアイヌの技術を利用していた事例である。このように、民俗文化のレベルで、文化の混交がみられる点に、境界領域としての津軽の地域的特質があるといえよう。

■第二部第一章 松前慶広宛秀吉・家康印判状の文書論的考察

豊臣秀吉と徳川家康が松前藩初代藩主・松前慶広に宛てた印判状は、アイヌへの「非分」（理不尽な行為）禁止を宣言している。海保嶺夫氏は、これをアイヌが国家権力の外部に位置付けられたためと解釈し²、榎森進氏は内部に位置付けられたためと解釈した³。筆者は、山室恭子氏による、秀吉・家康発給文書の総論的研究などを参照⁴して、この二つの印判状が、中世以来の禁制の形式であることを明らかにした。小林清治氏は、

秀吉は新たに支配下に入った土地を対象に禁制を発し、その地の民衆に対する「非分」を禁じることで、新たな支配者であると表明したと指摘する⁵。これからすると、松前氏を通してアイヌへの「非分」禁止を秀吉が宣言し、家康が引き継いだことは、アイヌの支配者であるかのように振舞おうとしたことを意味すると考えられ、榎森氏の解釈に妥当性があると論じた。

■第二部第二章「松前主宛歴代将軍印判状の機能論的考察」

歴代将軍が松前藩主に発給した印判状（「歴代将軍印判状」と総称）の文言は、徼修正が繰り返された。これまでの研究では、文言変化の検討より、綱吉朱印状の画期性が強調されてきた。ところが、松前藩は十代家治期まで家綱朱印状の写しを高札に使用し、松前城下に掲示していた。第二部第二章においては、この事実を指摘し、その理由を考察した。

寛文四年に発給された家綱朱印状は、「歴代将軍印判状」のなかで最も強く違反者を威嚇する文言を用いており、これが松前藩にとっては重要であった。寛文九年に発生したシャクシャイン戦争において、「鷹待」や「金堀」などとして蝦夷地へ渡海していた和人が、シャクシャインに味方して松前藩に対立した。のちには、シャクシャインに味方した和人が「松前を打亡」すことを企図していた、という噂まで流れた。このため、松前藩は和人の蝦夷地への無断渡海を警戒し、家綱朱印状を高札に掲示して取締に臨むようになった。

ところが、五代綱吉期において、家綱ではなく、家光の朱印状を改変して文言を策定したため、家綱政権の違反者を強く威嚇する文言は破棄された。これは、兄ではなく、父からの継承性を重んじたためと考えられる。綱吉朱印状は現状を追認しているに過ぎない内容であったため松前藩に歓迎されず、現地では家綱朱印状が高札に利用され続けた。なお、松前藩が、綱吉以降の朱印状の掲示を避けたことは、幕法が私領においては参考法規に過ぎないことを示す事例といえる。

二代秀忠から五代綱吉期までは、文言や発給のあり方は、都度改定された。五代綱吉期において文言および発給のあり方は確定された。八代吉宗は禁止処罰文言のみ徼修正を加えたが、それは「革命」政権の体裁維持に過ぎず、内容に関わる変更ではなかった。

場所請負制度の進展により、松前藩主の許可を得ずに和人の商人が「蝦夷人直商買」することを禁止する「歴代将軍印判状」の一条目は空文化した。このことは、老中・田沼意次が派遣した佐藤玄六郎らの報告により、田沼も知ることになった。またこの際、現地では家綱朱印状が高札に利用され続けていることも田沼は知った。このことに気付いた田沼は、家治の祖父・吉宗の朱印状を参照して文言の異同を確認している。田沼は、松前藩が幕法の変更を無視していたことには神経を尖らせていない。このことは、幕法が参考法規に過ぎないことを田沼も認識していたためであろう。

田沼からの指摘が松前藩に伝えられたことで、松前藩は当代の将軍の朱印状を高札に用いるようになった。そもそも、松前藩は場所請負制を導入したことにより、「蝦夷人

直商買」を禁止する法文を自ら否定しており、もはや「歴代将軍印判状」を高札に掲示する意義は失われていた。こうした高札の形骸化は、近世後期において、全国的に発生していた。

3. 本論文における到達点と今後の研究展望

以上の議論を踏まえ、本論文の到達点について確認する。

第一部第一章においては、津軽半島において、戦国時代より和人の大量入植が起り、村落開発が進行することにより、多くのアイヌ集落が破壊された、と論じた。鈴江英一氏は、渡島半島において、戦国末期から和人の移住が本格化し、多くの村が成立し、アイヌの居住地は後退したと論じている⁶。新村落の形成とアイヌ集落の後退は、津軽海峡を挟んで共通した現象のように思われる。ただし、渡島半島の場合は漁村開発であるが、津軽半島の場合は農村開発である。

また、開発主導者の身分や、開発への大名権力の関わりをめぐっても大きな違いがある。津軽半島において、新村落の開発を主導した「浪人」たちは、土豪層とも呼ばれる、武士と百姓の中間に位置する身分層である。彼ら「浪人」たちは単身移住者ではなく、一族や郎党を連れていたと思われる。「浪人」たちは、当地の戦国大名・大浦（津軽）為信の軍事力編成下に組み込まれる一方、各地の開発権を給恩として与えられることで、新村落の開発を推し進め、それがアイヌ集落の破壊を招いた。一方、鈴江氏の論考によれば、渡島半島における和人の移住と新村落の形成は、百姓身分の単身移住の集積の結果として起こった現象である。そこに大名権力の介入は認められない。この差は、大浦（津軽）氏が、基本的には領内の農村支配を基盤とする権力であった一方、蠣崎（松前）氏が、蝦夷地のアイヌ民族との交易を最たる基盤とする権力であった、という大名権力の性質の差に由来すると指摘できる。

榎森氏は、近世を通し、和人地と蝦夷地との境界地帯に和人の移住と村落形成が進行し、それがその地のアイヌ集落の解体を引き起こし、結果的に和人地を拡大させた、と指摘している⁷。和人の進出による松前藩の直接支配の及ぶ領域一和人地の成立と拡大、それに伴うアイヌ社会の後退という現象は、近世を通して続いたと思われる。一方、津軽半島においては、寛文年間にはアイヌ集落の後退はほとんど見られなくなる。これは、直接的には開発そのものが下火になったことが原因と思われる。このように、半島ごとに差異はあるが、津軽海峡圏には、一定程度共通性のある歴史が展開した。

こうした経緯により、津軽海峡圏におけるアイヌ居住地は大幅に縮小されたと思われる。南に目を転じると、戦国末期・近世初期に、九州各地で形成されていた中国人の居留地である唐人町がなくなり、中国人居留地は鎖国の完成に伴い平戸へと収斂された。

第一部第二章では、津軽アイヌが、少なくとも貞享検地以前は役が課せられていたと思われ、先行研究で言われていたように⁸、「原則的」に無役で「保護」された存在とはいえないことを指摘した。津軽アイヌはたびたび「喝命」に及んでおり、そのために藩より御救米の給付を受けているが、これは近世漁村が構造的に抱えていた問題であり、津軽アイヌに固有の問題ではない。

ではこうした支配のあり方は、文化年間に乳井貢の主導によって行われた津軽アイヌの「同化」政策によってどのような変遷を遂げたのであろうか。喜田氏は、乳井らの「同化」政策によって、「諸役とも平民同様に申付けられることになった」⁹と論じているが、第一部第二章において述べたように、津軽アイヌ無役は幕末に至るまで継続していた。このことは、先述したように、無役の根拠が「夷人」「狄」であることと無関係であることを示唆している。では、乳井らの「同化」政策とはどのような内実を伴っていたのか。詳しくは今後の課題とするしかないが、服装の規定や、御目見得儀礼の廃止など、可視的な部分を内実にしていただと思われる。

第一部第四章で指摘したように、乳井貢の「同化」政策後に「るてるく」と接触した最上徳内ら幕府役人は、彼を単に津軽の「獵師清八」としてしか認識できなかった。このことは、藩が服装など、外見的な特徴に規制を加えていたことを示唆している。乳井による「同化」政策が行われた頃、盛岡藩においては、領民のアットウの使用に規制をかけ、「夷風」の排除に乗り出している¹⁰。この頃、幕藩権力が外見的な部分でアイヌ的な風俗の規制を行っていたことは確実であり、乳井による「同化」政策もその一環ではないか、と考えられる。こうした点も、津軽海峡圏の歴史的経過の共通性と言えよう。

第一部第三章・第四章で論じたように、弘前藩は寛文年間に、アイヌを他の一般百姓と同じく、家単位で把握する体制を整えた。このことが、津軽アイヌに、襲名によって特権を保持する、という慣行を生むこととなった。「へきりは」というアイヌは、「へきりは」というアイヌ式の名前でもって藩主に御目見得に出て下賜品を引き出す一方、「四郎三郎」という和式の名前によって、漁労優先権などの特権を保持した。渡島半島においては、「イワノシケ」という和人地のアイヌが「岩之助」という日本人名をももち、普段は百姓の格好をし、正月になるとアイヌの格好をして松前藩主に御目見得にでていたことが、最上徳内『蝦夷草紙』に記録されている。「四郎三郎」＝「へきりは」と類似した事例であるといえる。松前藩の支配に服した渡島半島のアイヌも、弘前藩の支配に服した津軽半島のアイヌも、藩権力に対して同じような対応をとっていたことがうかがえる。ここからも、津軽海峡圏におけるアイヌ社会の共通性を見出せる。

ただし、十八世紀後半頃から弘前藩によってアイヌ式の名前や風俗を禁止する政策がとられたことで、アイヌとして御目見得に出るといった権利は失われていった。松前藩はこのような政策をとっていないので、十八世紀の後半頃より、津軽半島のアイヌと渡島半島のアイヌは、とりまく政治的状況に大きな差が生まれたことになる。

繰り返しになるが、「へきりは」＝「四郎三郎」や、「イワノシケ」＝「岩之助」は、アイヌ式の名前、和式の名前の双方を持っていた。「四郎三郎」は、寛文九年（一六六九）に発生したシャクシャイン戦争の際に動員され、飛脚船の操縦や通詞として活動しており、少なくとも、寛文九年時に「四郎三郎」を名乗っていたアイヌは、日本語とアイヌ語のバイリンガーであったはずである。このような特徴を持つ「へきりは」＝「四郎三郎」や、「イワノシケ」＝「岩之助」など、津軽海峡圏のアイヌ民族には、村井章介氏の述べる「マージナル・マン」（境界人）¹¹としての性質があるといえよう。

ただし、津軽アイヌが和式の名前を保持したのは、日本近世社会において、農業・漁業・商業などの諸活動を行なうにあたり、和式の名前が必要な場面が多々あったためと考えられる。津軽アイヌの境界性は、日本近世社会の性格に強く規定されていた側面がある。

次には、第二部の議論を踏まえ、境界権力としての松前藩について考察しよう。

蠣崎(松前)慶広は、豊臣秀吉よりアイヌ民族との交易独占権を認可されることで、その軍令権下に服した。慶広は、この秀吉の朱印状の内容を引き継いだ黒印状を徳川家康からも受給し、近世大名としての地歩を固めた。歴代将軍もこの黒印状の内容を引き継いだ朱印状を発給し、それらは他藩における領知朱印状の役割を負ったとされている。ただし、他藩の領知朱印状と比較すると、その形式が著しく異なることから、これまでの研究では、その特異性が強調されてきた。対して、第一部第一章では、秀吉の朱印状は、秀吉が領知朱印状とセットで発給していた一國禁制の系譜を継ぐものであり、さらにこれを継承することで家康黒印状や、秀忠以後の歴代将軍による朱印状が策定されたのであり、必ずしも特異な形式とはいえないことを論じた。

第一部第二章にて論じたように、松前藩は四代将軍・家綱発給の朱印状の写しを、その後の文言改訂を無視して、十代将軍・家治期に至るまで高札にして掲示し続けていた。これは幕府の命令変更を無視するような行いであったといえる。これに関連することとして、松前藩二代藩主公広が、元和四年（一六一八）、宣教師アンジェリスに対し、「天下（将軍）はパードレ（宣教師）を追放したけれども、松前は日本ではない」と発言して松前・蝦夷地での布教を事実上黙認したことが挙げられる。このように、松前藩は自己に都合が悪いと判断した幕法については無視する傾向があった。ただし、自藩にとって都合の悪い幕法を施行しないことは、他藩にも見られた。また、松前公広は、島原天草一揆ののち、寛永十六年（一六三九）に幕府よりキリシタン取締りについて注意を受けたことで弾圧へと方針を転じている¹²。第二部第二章で指摘したように、十一代家斉期には、家斉朱印状を高札に使用しているが、これも田沼政権による蝦夷地調査によって、幕府側に家綱朱印状を高札に使用し続けていたことが発覚したため、方針を転じたためと考えられる。近世の境界は、中央の強い統制を受けるものであったと言えよう。

南の境界に目を転じると、近世の初頭に行なわれた島津氏の琉球攻撃により、通説的には、琉球王国は「日中両属」という状況に置かれたとされるが、真栄平房昭氏によると、琉球は中国法の及ばない地域であったことに対し、日本の幕藩法は高札という形で琉球に施行されており、「日中両属」という理解は再検討を要するという。同氏は、「琉球にはキリシタン禁制および宗門改めが一六三〇年代末から施行されたのに対し、北の蝦夷地では十九世紀に至るまでキリシタン禁制は一般に浸透しなかった」とする¹³。

キリシタン禁制がおよび、幕法が高札として掲示される南限が琉球ならば、北限は松前城下であった。第二部第二章で論じた、家綱朱印状こそ、高札として掲示された最北の幕法であった。寛政十一年（一七九九）に第一次蝦夷地上知が行われると、幕府は、オムシャの場を利用したアイヌ民族への幕法の浸透を図っている。オムシャとは、もとは交易に訪れた和人をアイヌ側がもてなす儀礼のことであったが、この場を利用して、在住の役人がアイヌに幕法を読み聞かせ、通詞がこれをアイヌ語に訳す、ということが行われた¹⁴。こうして、幕法の及ぶ範囲は蝦夷地へと北上していく。

これに関する問題として、蝦夷地上知直前の時期に、安永七年（一七七八）年に松前藩が道東のアイヌ首長ションコに宛てた「蝦夷地奉行」発給の「定」がロシア国立サンクトペテルブルク図書館で発見された¹⁵。現時点ではこの一点しか確認されていないが、蝦夷地上知直前より、文書発給による松前藩法の浸透が行なわれていた可能性が浮上した。今後は、松前藩法・幕法の浸透という見地より蝦夷地史を研究していく必要がある。

政治的には、第一次蝦夷地上知が行われたことで、津軽海峡圏は境界ではなくなる。実態としても、蝦夷地上知が行われた頃には、既に場所請負商人の進出により、アイヌ民族と和人の混住が蝦夷地にてかなり進展していた。蝦夷地が新たな境界となったといえよう。しかし、それが津軽海峡圏の民衆の文化に、深く根を下ろした民族文化の混交をただちに払拭するものではなかった。第一部第五章で述べたように、津軽の和人は、近代に築漁そのものが禁止されるまで、アイヌの築漁技術を「狝築」と称し利用していた。それどころか、東北の民俗文化には、現代に至るまでアイヌ民族の文化と共通性がみられる¹⁶。

本論文第一部における境界論の特徴は、それを民衆の生活文化のなかから論じたということに尽きる。第一部第三章・第四章で取り扱ったのは、津軽アイヌが和人の名前を名乗っていたことや、和人の慣行である襲名を取り入れていた事例である。これに対し、狝築は和人がアイヌの技術を利用していた事例である。このように、民俗文化のレベルで、文化の混交がみられる点に、境界領域としての津軽の地域的特質がある。

このような現象がみられたのは、津軽が中世より十八世紀まで、北の境界領域であったという歴史的な条件に規定されていた。ただし、こうした現象は、民衆の生活と密接不可分な側面を有していた。津軽アイヌが和人の名前を名乗っていたことや、和人の慣行である襲名を取り入れていたのは、その家産を保持・継承していくためであった。

和人が「狹築」を使用していた理由は、もとよりあまり漁獲量が見込めないようなポイントに大型の捕魚装置をもつ築を設置しても役銀負担が過大となるだけであったため、小型の捕魚装置が必要とされ、アイヌ民族のウライが着目されたためである。このように、アイヌも和人も、自身の生活にとって必要だからこそ、互いの文化・技術を利用したのである。境界領域における民族文化の混交を、民衆の生活に即して説明したことに、本論文の意義がらる。

また、本論文の検討結果を踏まえて強調したいのが、寛文年間の重要性である。先述したように、寛文年間の津軽半島において、開発が下火に成ったことでアイヌ集落の後退はほとんど見られなくなり、アイヌは他の一般百姓と同じく、家単位で藩によって把握されるようになった。これまでも、津軽アイヌと弘前藩との間に献上—下賜関係、御目見得儀礼による支配—被支配が寛文年間には成立していたことが指摘されていたが、本論文は、新たに「家」に着目して、寛文年間における支配—被支配について論じた。津軽アイヌと弘前藩の近世的な関係性は、寛文年間に確立したと言ってよい。

一方、松前口における交易のあり方についても、寛文年間は画期であった。第二部で論じたように、豊臣秀吉と徳川家康が松前藩初代藩主・松前慶広に宛てた印判状は、中世以来の禁制の系譜を継いでいる。秀忠以後の歴代将軍も、これを引き継いだ内容の朱印状を発給したが、特に寛文四年に発給された家綱朱印状は、これまでの将軍朱印状と比較して、強行的な姿勢を示している。この家綱政権の方針は、次代の綱吉によって破棄されるが、松前藩は以後も家綱朱印状を高札に写して掲示を続けた。松前口の交易のあり方や、松前藩によるその取締りのあり方は、寛文四年に確定したとってよい。

商場知行制の進展により、アイヌ民族が松前城下へ交易に赴くことは無くなった。アイヌ民族が松前城下に赴くのは、松前藩主への御目見得儀礼時などに限定されていく。特に、寛文九年に発生したシャクシャイン戦争以後は、御目見得には支配儀礼としての意味がより明確に付与されていった¹⁷。

このように、寛文年間は、松前藩と蝦夷地のアイヌ社会にとっても、近世的な関係性が確立した時期であった。シャクシャイン戦争の歴史的な位置づけについても、これまで論じてきたことを踏まえ再考していく必要があるのではないかと考えるが、この点についても今後の課題としておきたい。

4. おわりに

以上、本論文の成果としては、津軽海峡を挟んで南北に分かれる渡島半島と津軽半島の中・近世の歴史的な性質の共通性を論じたこと、在地社会論のプロットに津軽アイヌを位置付けて論じたこと、津軽アイヌ側の主体性を論じたこと、津軽アイヌのマージナル・マンとしての性格を日本近世社会の状況に即して説明したこと、津軽アイヌと和人の文化の混交を明らかにしたこと、将軍朱印状の検討を通して松前藩の境界権力としての性質を明らかにしたこと、などが挙げられる。

しかし、前記したように、残した課題も非常に多く、今後はこれらの課題の解決に向け、引き続き研究に取り組んでいく所存である。

-
- ¹ 菊池勇夫『アイヌ民族と日本人』（朝日新聞社、一九九四）四九頁
 - ² 海保嶺夫『日本北方史の論理』（雄山閣、一九七四）
 - ³ 榎森進「幕藩制と『民族』」『日本史を学ぶ3』有斐閣、一九七六）
 - ⁴ 山室恭子『中世のなかに生まれた近世』（講談社、二〇一三、原本一九九一）
 - ⁵ 小林清治『秀吉権力の形成-書札札・禁制・城郭政策-』（東京大学出版会、一九九四）
 - ⁶ 鈴江英一「和人地の村の成立」（同『北海道町村制度史の研究』北海道大学図書刊行会、一九八五、初出一九八三）
 - ⁷ 榎森進「和人地におけるアイヌの支配のあり方について」（同『北海道近世史の研究』北海道出版企画センター、一九八二）
 - ⁸ 武田亜弓「近世前期における弘前藩のアイヌ支配について」（『弘前大学国史研究』一一八、二〇〇五）
 - ⁹ 喜田貞吉「津軽領内における蝦夷関係の史料とその研究」、（『喜田貞吉著作集9 蝦夷の研究』一九八〇、四八七頁、初出一九二九）
 - ¹⁰ 菊池勇夫「幕藩体制内の『夷風』について」（同『幕藩体制と蝦夷地』雄山閣、一九八四）
 - ¹¹ 村井章介『中世倭人伝』（岩波新書、一九九三）
 - ¹² えぞキリシタン発起人会『えぞキリシタン』（私家版、一九八〇）
 - ¹³ 真栄平房昭「近世日本の境界領域」（同他編『列島史の南と北』吉川弘文館、二〇〇六）
 - ¹⁴ 田端宏「幕府の蝦夷地経営（寛政～文政期）の諸問題」（『北からの日本史』三省堂、一九八八）
 - ¹⁵ 東俊佑「安永七年の蝦夷地奉行定書について」（『北海道博物館研究紀要』二、二〇一七年）
 - ¹⁶ 赤坂憲雄『東西／南北考』（岩波新書、二〇〇〇年）
 - ¹⁷ 稲垣令子「近世蝦夷地における儀礼支配の特質」（民衆史研究会編『民衆生活と信仰・思想』雄山閣、一九八五年）